

參考資料

背景

- ▶ 世界に先駆けて人口減少に直面する日本は、産業界等における生産性の向上が喫緊の課題であり、労働力世代の個々人のスキルアップ、技術継承が不可欠であるが、企業等の現場においては、その高い情報伝達能力や再現性から、既に研修等において先端技術（VR・AR等）を導入し、これらの問題に対処しようとする動きがみられ、海外においては先端技術の導入は教育分野においても広がりつつある。
 - ▶ また、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大していく中で、専修学校における多様なメディアを高度に利用して行う授業（遠隔授業）は急速に拡大しつつあるが、これまで対面で実施されてきた実践的な職業教育と同等以上の教育的効果を高めるための質向上が課題となっている。
- ⇒ 上記を踏まえると、**職業人材の養成場面においても様々な先端技術の活用による教育方法等の改善が重要になる。**

事業内容

■概要

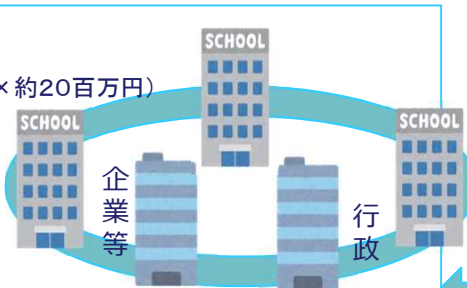
専修学校教育における職業人材の養成機能を強化・充実するため、産学が連携し実践的な職業教育を支える実習授業等における先端技術（VR・AR等）の活用方策について実証・研究を行うとともに、在宅等でも、専修学校における実践的な職業教育の質を落とすことなく提供するため、先端技術を活用した遠隔教育の実践モデルを構築する。また、分野横断型連絡調整会議を設置することにより、上記の各プロジェクトにおける成果に横串を刺し、事業の成果を体系的にまとめる。

■スキーム

①先端技術利活用・検証プロジェクト

【約327百万円(前年度 約327百万円)】(16プロジェクト×約20百万円)

- 専修学校を中心として、産業界、行政を含めた協議体を各分野で構成
- 座学や実習授業等における先端技術の活用方策（教育手法への落とし込みに係る方策）について実証・研究



②専修学校遠隔教育導入モデル構築プロジェクト【新規】

【約246百万円】(12プロジェクト×約21百万円)

- 専修学校を中心として、産業界、行政を含めた協議体を各分野で構成
- 先端技術を活用し、専修学校における遠隔教育の実践モデルを構築

分野横断連絡調整会議

【約47百万円(前年度 約23百万円)】(2箇所×約23百万円)

- 各プロジェクトの進捗管理及び連絡調整
- 各プロジェクトの事業成果を体系的にまとめ、普及・定着方策を検討
- 新たな技術開発動向や活用事例のリサーチ 等



新たな技術開発に関する示唆

動向リサーチ

産業界

成果

多様な分野において先端技術を活用した効果的な教育手法、コンテンツ、カリキュラムが作成され、それらが専修学校における教育プログラムに導入されるとともに、在宅等でも、対面授業と同等以上の教育効果が得られることによって、職業人材の養成機能を強化・充実していくとともに、先端技術の技術革新や社会実装が触発される。

専修学校遠隔教育導入モデル構築プロジェクト

(「専修学校における先端技術利活用実証研究」の新規メニューとして実施)

令和3年度予算額

270百万円 (新規)



背景・課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、遠隔授業を実施・検討中の専門学校は、4月6日時点では23.6%に止まっていたところ、緊急事態宣言下の5月11日時点で84.6%に拡大。しかし、宣言解除後の6月1日時点には、実施している学校は49.9%に減少（文部科学省調べ）。遠隔授業の実施割合が減少した理由として、制度的に遠隔授業の実施が認められているものの、実践的な職業教育を行うという特色から、**対面授業を前提に実習・実技にウエイトを置いたカリキュラムが構築されていること**、これまで**遠隔授業のノウハウが乏しいこと**などが考えられる。

また、遠隔授業を実施している学校では、**遠隔授業の指導方法が未確立**であるため**指導内容は教員のITスキルに依存している状況にある**。また、**昨年度に比べて生徒の学習へのモチベーションの低下**（（株）進研アド調べ）が指摘されるなど、遠隔授業の実施によって、これまでと同等の教育効果が得られているのかについては不安の声が聞かれる。このため、今後感染の長期化や新たな脅威が懸念されることから、**専修学校において社会に必要な専門人材の供給を継続できる体制の構築が急務**である。

事業内容

- ①在宅等でも、専修学校教育の質を落とすことなく提供するため、先端技術を活用した遠隔教育の実践モデルを開発し、その効果を検証する。
 - 件数・単価：12箇所×約21百万円
- ②分野横断型連絡調整会議を設置し、各取組の進捗管理及び連絡調整を行い、事業成果を体系的にとりまとめるとともに普及・定着方策を検討、展開する。
 - 件数・単価：1箇所×約23百万円

遠隔教育導入モデルの構築！！

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による、自宅学習などの環境下においても、専修学校における実践的な職業教育を実施するためのモデルを構築！

- 遠隔教育の効果検証（遠隔授業の実施方法に加えて、生徒の相談体制のあり方等も含めて検証）
- 検証結果を踏まえて、遠隔教育の実施方法の改善
- 教育カリキュラムへの落とし込み 等



分野横断連絡調整会議

- 各プロジェクトの進捗管理及び連絡調整
- 各プロジェクトの事業成果を体系的にとりまとめ、普及・定着方策を検討
- 新たな技術開発動向や活用事例の研究 等

アウトプット(活動目標)

- ◆ 専修学校における遠隔教育プログラムの構築数
⇒ 12モデル
- ◆ プログラム受講者数
⇒ 600名（12モデル×50名）

アウトカム(成果目標)

初期：新型コロナウイルス感染症が長期化した場合でも、社会に必要な不可欠な専門人材を供給する教育体制の構築

中長期：ハード・ソフト両方のICT環境を整備することで、個別最適化された質の高い教育を提供

インパクト(国民・社会への影響)

専修学校が、社会や企業ニーズに則した実践的な職業人材を輩出することにより、我が国の労働生産性の向上及び生涯を通じた学習機会の拡大に寄与

専修学校による地域産業中核的人材養成事業

令和3年度予算額
(前年度予算額)

725百万円
962百万円



文部科学省

背景・課題

- ◆ 産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期するためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性を最大限発揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠。
- ◆ また、実際の教育現場では、専門学校における学びの質を高めるため、より早い時期からキャリア意識、専門知識を涵養できるようなアプローチが必要との声がある。

経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）

第3章 3. 「人」・イノベーションへの投資の強化

- (1) 課題設定・解決力や創造力のある人材の育成 ②大学改革等

高等専門学校的高度化・国際化、専門職大学、**専門学校**、大学院等における企業等と連携・協働した社会のニーズに応える実践的な職業教育や博士課程教育をはじめとする高度人材教育の構築等を推進する。

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

1. 新しい働き方の定着 (2) xii) 大学等におけるSociety5.0時代に向けた人材育成・大学・専門学校等において数理・データサイエンス・AI分野等を中心とした産学連携プログラムの開発等を進める。

事業概要

専修学校等に委託を行い、各職業分野において今後必要となる新たな教育モデルを形成するとともに、各地域から人的・物的協力などを得ることでカリキュラムの実効性、事業の効率性を高めつつ、各地域特性に応じた職業人材養成モデルを形成する。

これからの時代に求められる多面的・重層的な諸課題に対応したプログラムの開発

Society 5.0等の時代に求められる能力（例：「IT力」を融合した専門的能力等）について分野毎に体系的に整理し、その養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。
(5箇所×約15百万円)

地方創生に向けて、各地域課題の解決や発展に向けた将来構想を策定し、当該構想の実現に今後必要となる人材に必要な能力の養成に向けたモデルカリキュラムを開発する。
(10箇所×約11百万円)

学びのセーフティネット機能強化に向けて、高等専修学校と地域・外部機関等との連携を通じた実効的な教育体制（「**チーム高等専修学校**」）を構築する。
(モデル:5箇所×約17百万円)
(調査研究:1箇所×19百万円)

専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で、高・専一貫の教育プログラムを開発するモデルを構築する。
(モデル:16箇所×24百万円)
(連絡調整会議:1箇所×約29百万円)

新規

目指す成果

人材養成モデルの形成

社会に求められる人材ニーズに基づいた教育モデルカリキュラム

人材養成モデルの活用

開発したモデルカリキュラム等を活用し、全国の専修学校が自らの教育カリキュラムを改編・充実

専修学校と産業界、行政機関等との連携を発展させ、諸課題に対応した教育内容の充実を図ることで、地域の中核的な職業教育機関である専修学校の人材養成機能を向上

専門学校と高等学校の有機的連携プログラムの開発・実証

〔専修学校による地域産業中核的人材養成事業〕の新規メニューとして実施)

令和3年度予算額

418百万円(新規)



背景 課題

超少子高齢化や人口減少が進み、産業や社会構造の変化、グローバル化が進展する我が国において、経済社会の一層の発展を期するためには、**経済再生の先導役となる中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠。**

多くの専門学校では、高等学校等と何らかの連携(出前授業や職業体験講座の提供)を図っているものの、**高等学校・専門学校双方から更なる連携のニーズは存在するにもかかわらず、共通の目標設定や一貫したカリキュラム構築などには至っておらず、出口(就職等)までを見据えて高等学校、教育委員会等の行政、専門学校、企業の四者が意見交換する場はほとんど見られない。**

また、専門学校の生徒の中には、キャリア意識が必ずしも明確でないまま入学し、学習意欲が維持できなったり、中途退学してしまうケースも見られる。退学の主な要因として、**具体的な将来のイメージができていない、授業内容が理解できないなど(株)進研アド調べ**が挙げられており、**専門学校入学前からより専門的な学習を行い、将来像のイメージを持つことが重要。**

事業内容

①新たな社会的ニーズに応じた専門的職業人材を育成するため、専門学校と高等学校、教育委員会等の行政及び企業が協働で高・専一貫の教育プログラムを開発するモデルを構築する。

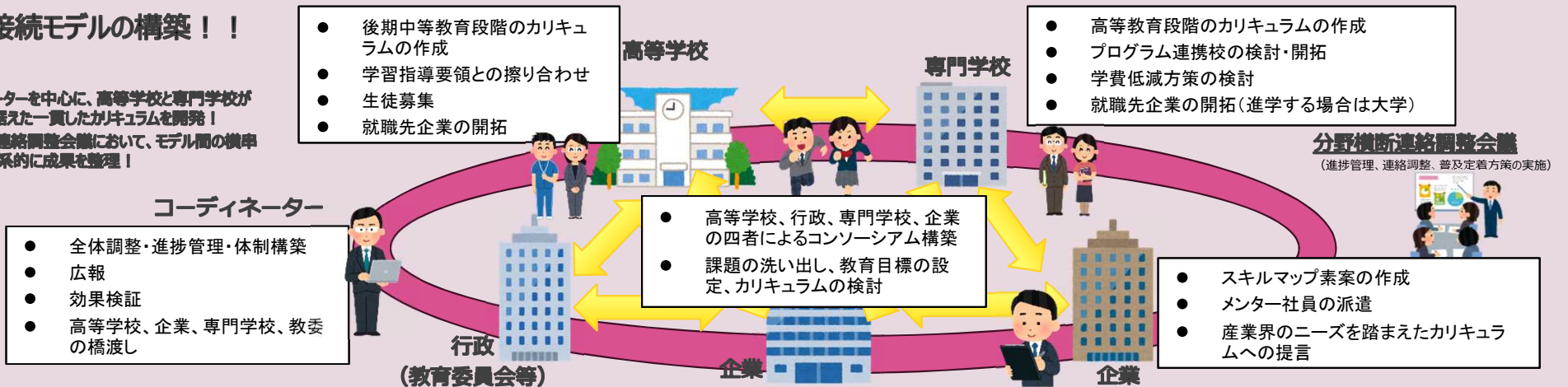
●件数・単価：16箇所(8分野×2箇所)×約24百万円

②分野横断連絡調整会議を設置し、各取組の進捗管理及び連絡調整を行い、事業成果を体系的にとりまとめるとともに普及・定着方策を検討、展開する。

●件数・単価：1箇所×約29百万円

高専接続モデルの構築！！

コーディネーターを中心に、高等学校と専門学校が出口を見据えた一貫したカリキュラムを開発！
分野横断連絡調整会議において、モデル間の機軸を刺し、体系的に成果を整理！



アウトプット(活動目標)

- ◆ 高等学校と専門学校が連携する一貫した教育プログラムの構築数 ⇒ 16モデル
- ◆ プログラム受講者数 ⇒ 640名 (16モデル×40名)

アウトカム(成果目標)

- 初期：目的意識を持って専門学校に進学を希望する高校生等の増加(中途退学者数減)
- 中長期：専修学校における職業教育の質向上及び認知向上

インパクト(国民・社会への影響)

専門学校において、社会や企業ニーズに則した実践的な職業人材を輩出することにより、我が国の労働生産性の向上及び生涯を通じた学習機会の拡大に寄与する。

背景・課題

日本再興戦略における「留学生30万人計画」に基づき、専修学校においては、専修学校、日本語教育機関及び諸外国の教育機関並びに産業界が一体となり各地域における外国人留学生等の戦略的受入れに向けた体制整備を進めてきたが、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、留学生の我が国への入国が容易ではなくなっており**（R2年度日本語教育機関の入学者数は前年度比47.6%：全専各連調べ）、これまで**専修学校が築き上げてきた留学モデルは、機能しなくなる恐れ**がある。

一方で我が国にとって優秀な留学生を確保することは生産性の維持・向上の観点からも死活的に重要であり、**入国すらできない留学予定者や母国へ一時帰国している留学生**のため、当面、**母国にいながらにして遠隔授業で学習を行える環境の整備、留学生の学びを支える学習コンテンツの開発や学習サポートが不可欠**な状況である。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や新たな危機に備える観点から**留学生をトータルパッケージで支援する新たな仕組みを構築することが重要**である。

事業内容

- ① **コロナ禍を踏まえた各地域における外国人留学生の戦略的受入れに向けた体制整備**
- コロナ禍を契機として、母国で主にオンラインを通じて学習するためのコンテンツ開発や学修サポート体制を構築するとともに、現地の教育機関などとも連携し、母国での学修を評価し、来日以後の残りの学修、就職支援までをトータルパッケージで支援するモデルを構築する。

● 件数・単価：6箇所×約21百万円

② **分野横断連絡調整会議の実施**

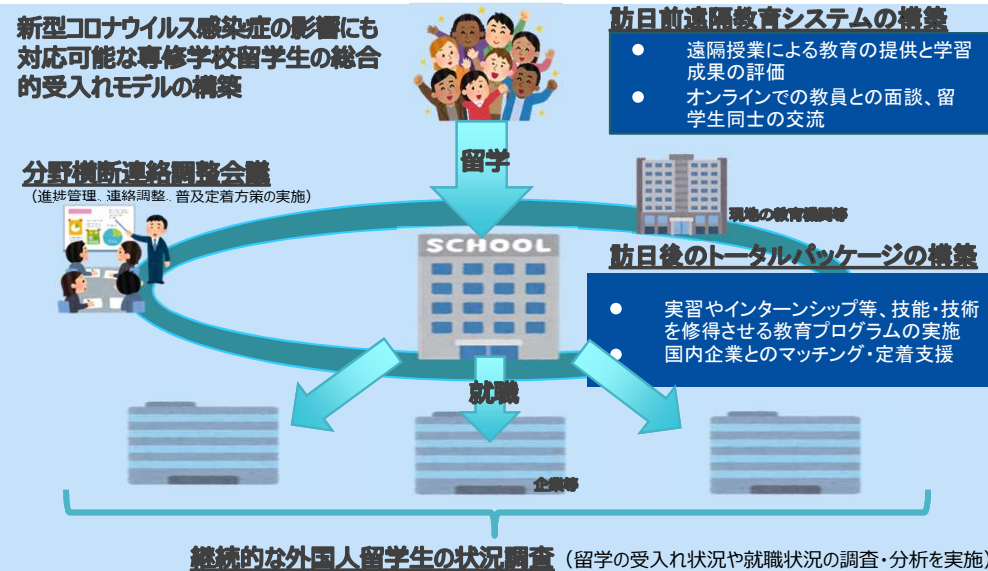
- 各取組の進捗管理及び連絡調整を行い、事業成果を体系的にとりまとめるとともに普及・定着方策を検討、展開する。

● 件数・単価：1箇所×約21百万円

③ **継続的な外国人留学生の状況調査**

- 専修学校の外国人留学生の継続的な実態把握のため、留学動向やその後の就職状況について、全国的な調査・分析を実施し、上記の取組に反映させる。

● 件数・単価：1箇所×約26百万円



アウトプット(活動目標)

- ◆ 留学生受入れに係るトータルパッケージ化したモデルの構築
⇒ 6地域
- ◆ 訪日前オンライン教育受講者数
⇒ 300名（6地域×50名）

アウトカム(成果目標)

- 初 期：専修学校における受入れ留学生の確保・増加
- 中長期：専修学校における留学生の受入人数や就職率の向上

インパクト(国民・社会への影響)

専修学校において、社会や企業ニーズに則した実践的な職業人材を輩出することにより、我が国の労働生産性の向上及び生涯を通じた学習機会の拡大に寄与する。

専修学校リカレント教育総合推進プロジェクト

令和3年度予算額
(前年度予算額)

269百万円
425百万円



文部科学省

背景

人生100年時代においては、個々人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身につける機会が提供されることが重要であり、**リカレント教育・職業教育の抜本的拡充**が求められている。また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代に対する支援についても政府を挙げて取り組むほか、新型コロナウイルス感染症の拡大を機に新たな学びが必要となった者等に対しても、受けやすく即効性のあるリカレント教育が確立されることが求められている。

現状

私立専修学校における社会人受講者数の推移

(人)

社会人 受講者数 (附帯講座含む)	H27	H30
	146,708	165,858

事業概要

以下のメニューを専修学校等に委託し、教育内容面、教育手法面、学校運営面といった多面的な視点でリカレント教育実践モデルを開発し、総合的に普及を図ることで専修学校における社会人の学びの機会の充実を図る

① 分野横断型リカレント教育プログラムの開発

専修学校と企業等が分野を越えて協同体制を構築し、人手不足や生産性向上に資する人材を育成するためのリカレント教育プログラムを開発(10か所)

- 専修学校においては、これまで同一分野内におけるリカレント教育を主に提供
- 一方で人生100年時代におけるマルチステージの人生での活躍を見据え、異分野の能力を培う視点が重要

➢ 分野横断型のリカレント教育により、異分野の知見で既存分野に新たな付加価値を創出できる人材を育成

○ 開発するプログラム例

(美容×介護)

高齢化時代に対応した美容師の学びプログラム

高齢化社会の進行により、自宅での散髪を求める「訪問美容」というニーズが出てきているが、自宅での施術には美容だけでなく寝たきりの者の移動等の技術が必要になるため、美容師に対して介護知識技術を付加する講座を開講することで、新たな職業となる「訪問美容師」を養成

② 産学連携によるリスタートプログラムの開発・実証

専修学校と行政、企業が連携し、就職氷河期世代の非正規雇用者等のキャリアアップを目的とした学び直し合同講座を開発・実証(9か所)

- 非正規雇用で働く者を正規雇用につなげるためには、企業のニーズに応じた能力を養成することが必要だが、個人の能力と企業のニーズにミスマッチが生じている状況では、正規雇用化が進まない。
- 専修学校は職業において必要となる能力を養成するノウハウを有しており、ミスマッチを補完することが可能

➢ 専修学校の既存の教育課程を企業のニーズを踏まえた、受けやすく即効性のある短期リカレントプログラムにカスタマイズして提供

○ 合同講座の実証方法

- ① 専修学校、行政、企業で連携体制を構築
- ② 企業のニーズを踏まえて養成すべき能力を特定
- ③ 支援する対象科目を選定
- ④ 既存の教育課程から対象科目をカスタマイズ
- ⑤ 行政の協力の下、支援対象者に合同講座を受講させ、求められる能力を短期間で養成
- ⑥ 講座受講者には、受講修了証を付与

③ リカレント教育実施運営モデルの検証

既存の専修学校の運営モデルを再検証するとともに、リカレント教育の提供にかかるコストやベネフィットを比較し、持続可能なリカレント教育運営モデルを検証(1か所)

- 専修学校には小規模校が多く、限りある教育リソースは新規高卒者を中心とした正規課程に優先配分
- 一方で少子化の進行や人生100年時代の到来により、教育機関としてリカレント教育へ取り組む必要

➢ 持続可能な運営モデルを整理し、各学校が積極的にリカレント教育に取り組むことを促進

○ 検証の流れ

- ① 計画：適切なリカレント機会提供規模を検討(地域・規模別)
- ② 分析：既存業務の棚卸し・改善案の検討(リソースの確保)
- ③ 設計：リカレント教育提供プロセスの整理・設計
- ④ 実施：「設計」を踏まえて、実際にリカレント教育を提供
- ⑤ 検証：実施成果を検証、改善案の洗い出し

目指す成果

リカレント教育実践モデルの形成

- 分野横断型リカレント教育プログラム
- eラーニング講座開講ガイドライン
- リカレント教育実施運営モデル
- 出口一体型のリカレント教育プログラム

モデルを活用したリカレント教育の拡充

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。



○これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告(平成29年3月)(抄)

「これからの専修学校教育の振興策については、質保証・向上の視点を中心にして、三本の柱を軸として相互に関連付けながら様々な具体的な施策を打ち出していくことが重要」

さらに、具体的施策として「**教職員の資質能力向上の推進**」、「**職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実**」等が位置付けられている。

教育の質の更なる向上

○高等教育の修学支援新制度における支援措置の対象となる大学等の要件等(令和元年5月)

・実務経験のある教員による科目の配置、・外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、・成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公開していること、・法令に則り財務・経営情報を公開していること等

○大学等における「**教学マネジメント指針**」(令和2年1月) ⇒専修学校でも、高等教育機関として、その教育資源を用いて教育の質向上を図るために各種の取組を積極的に行う必要

① 調査研究協力者会議等の開催

質保証向上推進の司令塔

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

職業実践専門課程の実態調査等に基づく検証等により、専修学校の質保証・向上の推進に向けた方策の検討を行う調査研究協力者会議を開催する。

都道府県等との研究協議

【直轄事業】

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校の運営改善に向けた取組等に関する研究等を行う協議会を開催する。

【直轄事業】

② 専修学校の教学マネジメントの強化

マネジメント機能の充実

◆ 教学マネジメント強化のための実証研究等

専修学校における教育課程編成方針、シラバスの作成状況、履修指導体制及び成績評価基準の運用状況、学修時間の確保・学修成果の把握状況等、修学支援新制度でも求められる教育の質を高める取組等の状況について実態調査を行うとともに、教学マネジメントに関する好事例・手引の作成・改訂、各学校での取組を促すためのセミナー等を開催する。

【委託：1箇所】

③ 教職員の資質能力向上の推進

研修ネットワークの構築

◆ 効果的な教育成果の公開方法等に関する支援体制づくりの推進

各地域において、教育成果の公開方法等の自立的・持続的な教職員研修を実施する体制づくりを進め、教職員の資質能力向上を図る。

【委託：3箇所】

研修プログラムの構築

◆ 教職員研修プログラムの構築

専修学校教員の指導力や職員のマネジメント力等の向上に資する研修プログラムを開発するとともに、その成果を普及する。

【委託：1箇所】

④ 職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進

職業実践専門課程の高度化・改革推進

◆ 社会的評価の一層の向上のための共通基盤整備の推進

職業実践専門課程の取組充実に向けた運用改善(教育課程編成委員会や学校関係者評価の効果的運用等)等、共通の枠組みとしての職業実践専門課程による取組の更なる質向上やその全国的な普及に向けたモデルの開発を実践的・実証的に実施する。

【委託：5箇所】

質保証向上のための実態調査

◆ 質保証・向上のための実態調査

産業界との連携による教育課程の編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定効果の比較分析等のため、非認定の専門課程や高等課程等を含めた実態調査を実施する。

【委託：1箇所】

職業教育の充実、専修学校の質保証・向上

社会的評価の一層の向上

教育改善・学校評価・情報公開・満足度向上・卒業生の活躍 etc

現状・課題

○我が国では「学問の教育より職業技能の教育が一段低く見られ、大学（特に選抜制の高い大学）に進学すること自体を評価する社会的風潮がある」ともいわれており、アカデミックな教育を受けることに意欲・適性を持った者ばかりでなく、職業技能教育に適性を有する者等が、いわゆる「高学歴志向」・「大学志向」の流れに沿って、大学進学をしている場合もある。
⇒ 大学入学後に、十分な目的意識や意欲を持って学修に取り組めないなどのミスマッチを抱える者も少なくなく、大学でも職業意識や職業的自立に必要な能力を十分身に付けられないまま卒業して、職業・社会とのミスマッチが生じているとの指摘もある。

振興方向性

平成29年3月：これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議報告

- ・「質保証・向上」は専修学校教育振興策の重要な柱であり、重点ターゲットの一つとして「魅力発信」(専修学校に係る積極的な情報発信)を位置付け
- ・専修学校が、地域の理解・評価を得ながら、地域における質の高い職業教育機関として教育活動を展開していくためには、地方創生の観点から、地方の教育機関とともに、地域の企業等の産業界や所轄庁である地域の行政機関との連携を進めていくことも重要であり、職場体験の実践や出前授業も含め、高等学校等における職業教育や進路指導全体の中で生かされる授業案や実施マニュアルを提示することも重要

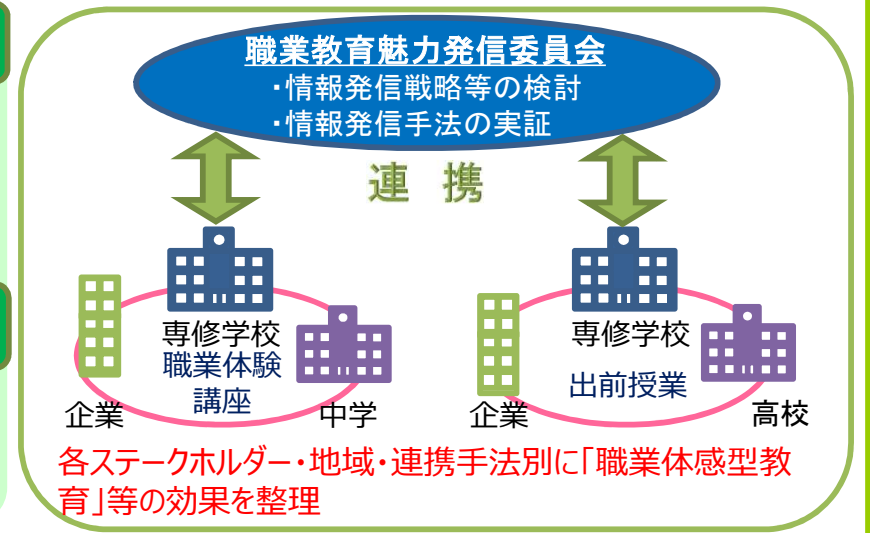
取組概要

1. 社会のニーズに応える効果的な情報発信の推進

専門学校や高等専修学校が担う実践的な職業教育に関する理解を促進するため、中学校や高等学校、企業等、各ステークホルダーを意識した、効果的な情報集約・情報発信等の在り方・手法について検討・検証を行い、専修学校教育の認知度向上に係る取組を実施する。【委託：1箇所】

2. 専修学校と各地域の連携による「職業体感型教育」等の効果検証

1により示された方針等を踏まえ、各ステークホルダー、地域特性別に、専修学校と教育機関や企業等が連携した「職業体感型教育」(職業体験講座の提供、出前授業)等を実施した際の効果や連携に当たっての留意点を整理する。【委託：2箇所】



目指す成果

○情報発信モデルの形成

- ・各ステークホルダー別の効果的な情報集約・情報発信の在り方
- ・有効な広報ツールフォーマットの整理
- ・専修学校教育の認知度向上

○情報発信モデルの活用

各専修学校及び各団体において、開発したモデルを参考に各ステークホルダーに対して効果的な情報発信を実施

専門学校や高等専修学校が担う職業教育の発信力を強化することで、職業教育への理解を促進し、職業接続も含めた幅広い視野からの進路選択を実現

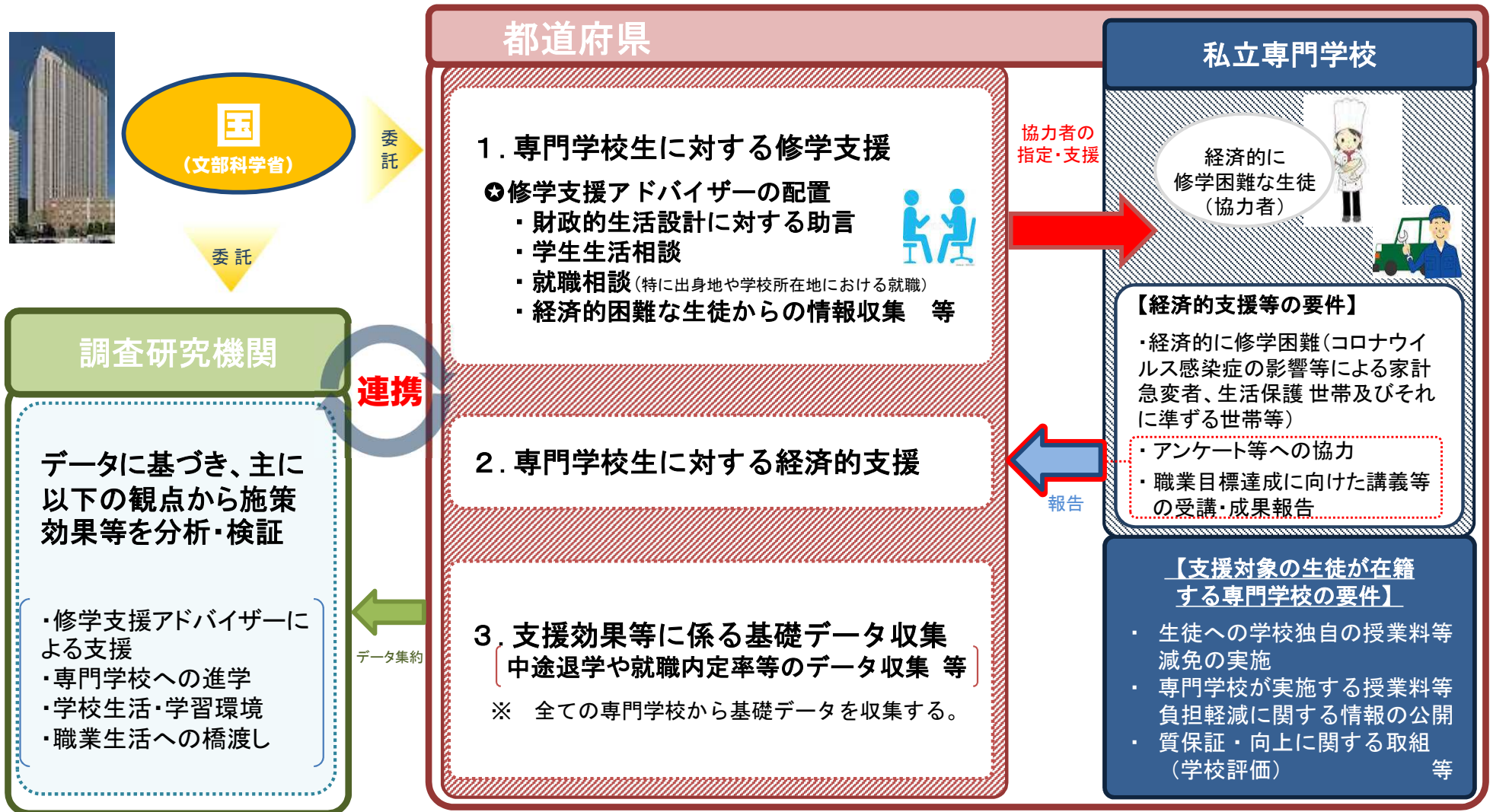
専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

令和3年度予算額
(前年度予算額)

217百万円
34百万円

事業概要

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないように、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の実態の更なる充実を図る。(平成27年度から継続) 【対象】 都道府県・調査研究機関



経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件

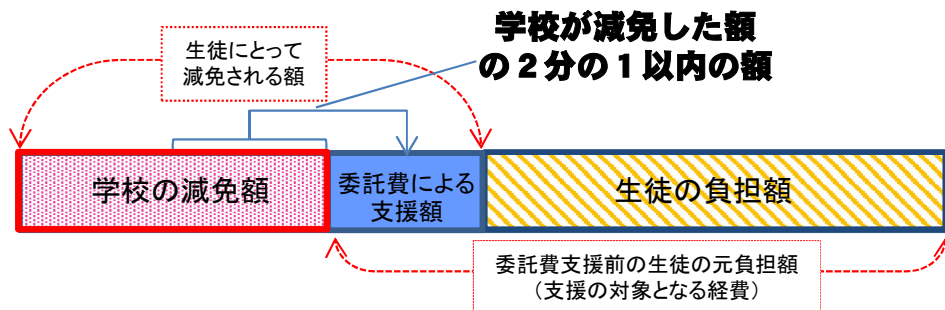
- ◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。
- ①生活保護世帯の生徒
- ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒
- ③所得税非課税世帯の生徒
- ④コロナウイルス感染症の影響等により家計の急変した世帯の生徒

生徒が在籍する専門学校の要件

- ◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。
- ①私立専修学校専門課程(専門学校)であること
- ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること
- ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること
- ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること

〔経済的支援の金額及びイメージ図〕

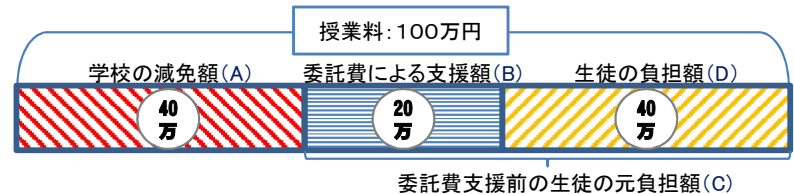
支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額(1/4) = 25万円】の場合

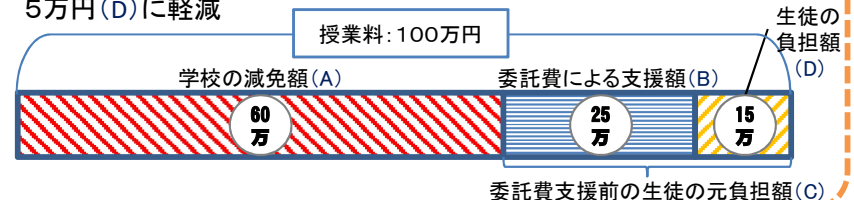
★パターン①※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を**超えない**パターン

学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



★パターン②※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を**超える**パターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減



専修学校の教育基盤の整備

前年度予算額 : 524百万円
令和3年度予算額 : 520百万円

◆ 教育基盤(施設・設備)の整備

教育装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 教育に必要な機械、器具、その他設備などの整備 (※ 施設工事を伴うものに限る。)

- ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額 :
専門課程 2000万円
高等課程 400万円

学内LAN装置の整備 <私立学校施設整備費補助金>

○ 学内LANの構築に要する光ケーブル等の敷設工事

- ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額 :
専門課程 500万円
高等課程 500万円

エコキャンパス推進事業 <私立学校施設整備費補助金>

○ 太陽光発電、エコ改修など環境に配慮した学校施設の整備

- ・ 補助率 : 専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
- ・ 補助対象事業費の下限額 :
専門課程 1000万円
高等課程 1000万円

情報処理関係設備 <私立大学等研究設備整備費等補助金>

○ 情報処理教育に必要な電子計算機、その他の情報処理関係設備の整備

- ・ 補助率 : 専門課程、高等課程とも 1 / 2
- ・ 補助対象事業費の下限額 :
専門課程 500万円
高等課程 500万円

◆ 施設等の耐震化等の推進

学校施設の耐震化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 危険建物（Is値0.7未満）の防災機能強化のための耐震補強工事
 - ・ 補助率：専門課程 1 / 2
高等課程 1 / 3（Is値0.3未満等は 1 / 2）
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 400万円 ※
高等課程 400万円

バリアフリー化工事 <私立学校施設整備費補助金>

- スロープやエレベータの設置など、身体障害者等が利用できる施設環境の整備
 - ・ 補助率：専門課程 1 / 2 高等課程 1 / 3
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 300万円
高等課程 300万円

アスベスト対策工事 <私立学校施設整備費補助金>

- 吹き付けアスベストやアスベストを含む保温材、断熱材等の除去等によるアスベスト対策
 - ・ 補助率：専門課程 1 / 3 高等課程 2 / 9
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
専門課程 制限なし
高等課程 制限なし

非構造部材の耐震対策工事 防災機能強化事業 <私立学校施設整備費補助金>

- 天井材、照明器具、内・外壁材、書架等の非構造部材の耐震対策
- 備蓄倉庫、自家発電設備の整備等
 - ・ 補助率：専門課程 1 / 2
高等課程 1 / 3 } 耐震化工事と合わせて行う場合、
Is値0.3未満等は 1 / 2
 - ・ 補助対象事業費の下限額：
<耐震化工事と合わせて行う場合>※ 耐震化工事費を含めた下限額
専門課程 400万円 ※
高等課程 400万円

<非構造部材の耐震対策工事（※ 100㎡以上の空間に限る。）、
備蓄倉庫のみの整備を行う場合>
専門課程 150万円以上 ※
高等課程 制限なし

<自家発電設備のみの整備を行う場合>※ 避難所指定の学校に限る。
専門課程、高等課程とも
200万円以上500万円以下

【学校施設の耐震化等工事のための利子助成制度】

- 学校法人、準学校法人立の専修学校、各種学校が、日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けて耐震改修事業等を行う際に（※）、法人の支払利息の一部を国が補助することにより、法人の実質負担金利が一般施設費の△0.5%となるよう、利子助成を実施（助成期間は20年間を予定）。
- ※ 日本私立学校振興・共済事業団から融資を受けるためには、専修学校であれば、授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められていることなど、いくつかの要件が設定されている。

※令和3年度予算までの時限措置。

新型コロナウイルス感染症に係る各種助成金等

○ 日本私立学校振興・共済事業団の融資制度

(問合せ先)

日本私立学校振興・共済事業団融資課 電話番号：03-3230-7861・7879

融資事業 (日本私立学校振興・共済事業団ホームページ)

https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

○ 日本政策金融公庫 (国民生活事業) 「新型コロナウイルス特別貸付」

(問合せ先)

平日のご相談 日本公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

土日・祝日のご相談：0120-112476 (国民生活事業)

新型コロナウイルス感染症関連 (経済産業省)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

○ 持続化給付金 (令和2年度補正予算の成立が前提)

(問合せ先)

中小企業 金融・給付金相談窓口：0570-783183

持続化給付金 (経済産業省ホームページ)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

よくあるお問い合わせ

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-qa.html>

○ 雇用調整助成金

(問合せ先)

都道府県労働局または公共職業安定所 (ハローワーク)

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター (0120-60-3999)

雇用調整助成金 (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

文部科学省新型コロナウイルス感染症特設サイト

会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

申請・手続き

文部科学省の紹介

教育

科学技術・学術

スポーツ

文化

トップ > その他 > その他災害等関連情報 > 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

児童・生徒・学生の皆様、保護者の皆様へ

児童・生徒・学生の皆様、保護者の皆様へ知っていただきたい情報をまとめました。
お知りになりたい分野の情報を選択してください。



幼小中高・
特別支援学校



大学・大学院・高専



専門学校等



海外留学・
外国人留学生



外国人学校

生徒・
保護者向け

教育委員会・
学校等関係者向け

教育委員会・学校等関係の皆様へ

教育委員会・学校等関係の皆様へ知っていただきたい情報をまとめました。
お知りになりたい分野の情報を選択してください。



幼小中高・
特別支援学校



大学・大学院・高専



専門学校等



社会教育



研究機関



スポーツ・文化



外国人学校

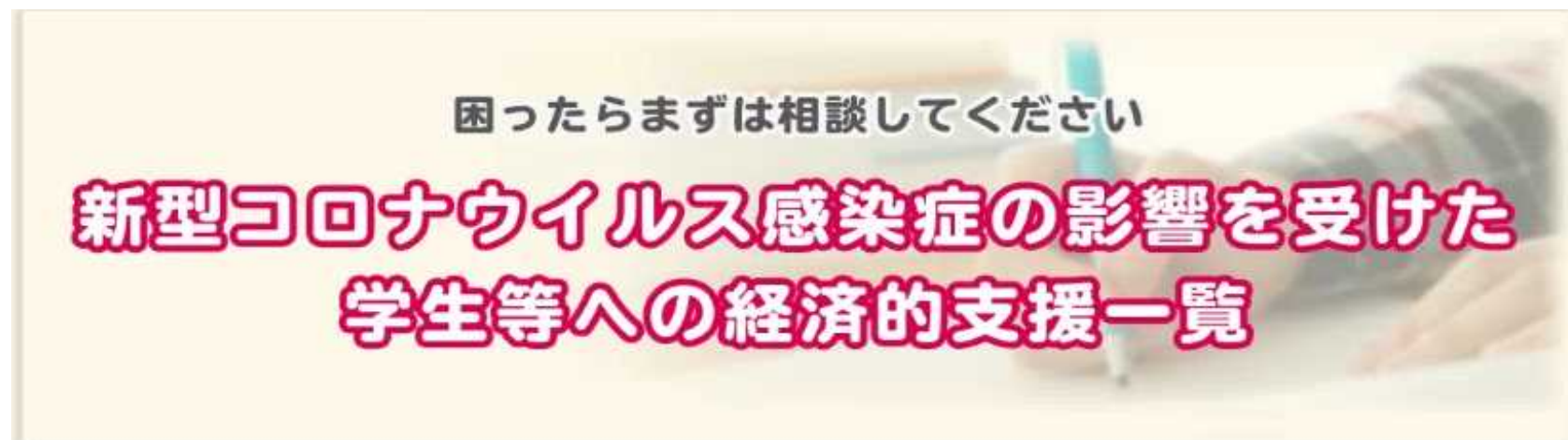


文部科学省の新型コロナウイルス感染症対策
特設サイトはこちら



新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等への 経済的支援一覧

▶『学生支援緊急給付金』や『高等教育の修学支援新制度』をはじめとした新型コロナウイルス感染症の影響で学びの継続が困難となっている学生・生徒の皆さまに関する経済的支援制度をまとめたページをリニューアルしました。



○大学生・高等専門学校生・専門学校生への支援

低所得世帯の学生

幅広い世帯の学生

家計が急変した世帯の学生

アルバイト収入減の学生

返還が不安な学生

入学時・再入学時の支援が
必要な学生

※関係省庁の施策を含め、随時更新されます。

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/benefit/index.html



令和2年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業者の就職状況調査① (4月1日現在)

令和3年4月1日現在 文部科学省・厚生労働省調査

調査校は、大学62校、短大20校、高専10校、専修学校20校の計112校である。

なお、就職率とは、就職希望者に対する現時点での就職者の割合である。

また、()内は前年度同期調査からの増減値(▲は減少)である。

[全体]

区 分	就職希望率	就職率	<参 考>
			前年度卒業学生の就職率 (R2.4.1現在)
大 学	76.1% (▲ 0.9)	95.9% (▲ 2.1)	98.0%
うち 国公立	56.5% (▲ 0.8)	95.9% (▲ 2.3)	98.2%
私 立	86.0% (▲ 0.7)	95.9% (▲ 2.0)	97.9%
短 期 大 学	78.7% (▲ 5.0)	96.3% (▲ 0.7)	97.0%
高 等 専 門 学 校	60.3% (2.3)	100.0% (0.0)	100.0%
計	75.2% (▲ 1.1)	96.2% (▲ 1.8)	98.0%
専修学校(専門課程)	87.1% (▲ 1.3)	91.2% (▲ 5.6)	96.8%
専修学校(専門課程) を含めた総計	76.3% (▲ 1.0)	95.7% (▲ 2.1)	97.8%

【専修学校抜粋】

[全体]

専修学校(専門課程)	87.1% (▲ 1.3)	91.2% (▲ 5.6)	96.8%
専修学校(専門課程) を含めた総計	76.3% (▲ 1.0)	95.7% (▲ 2.1)	97.8%

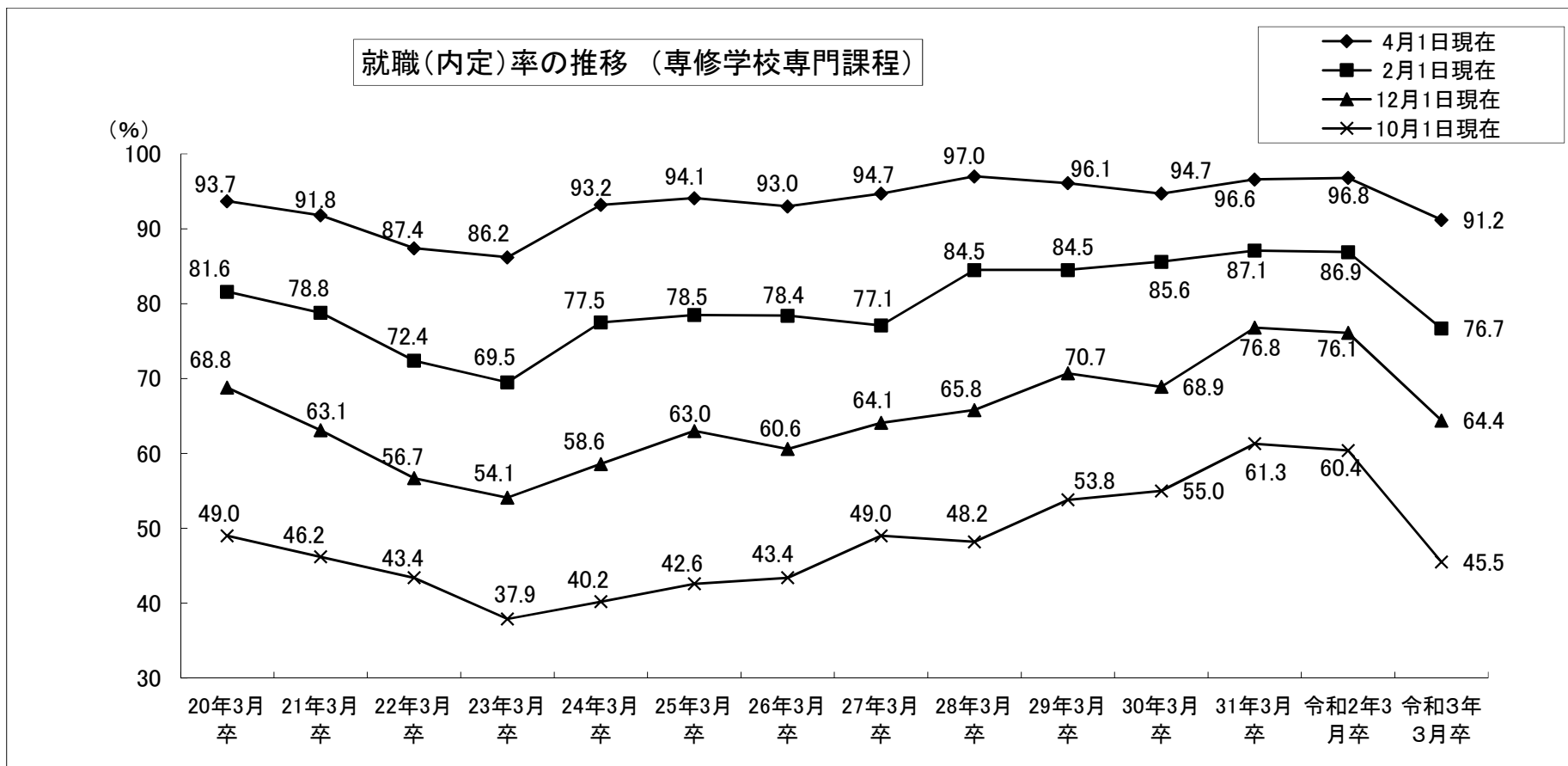
[男子]

専修学校(専門課程)	84.6% (▲ 1.5)	89.5% (▲ 6.8)	96.3%
専修学校(専門課程) を含めた総計	70.7% (▲ 0.2)	94.8% (▲ 2.8)	97.6%

[女子]

専修学校(専門課程)	89.6% (▲ 1.1)	92.8% (▲ 4.4)	97.2%
専修学校(専門課程) を含めた総計	83.2% (▲ 2.2)	96.5% (▲ 1.6)	98.1%

令和2年度大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業者の就職状況調査② (4月1日現在)



「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定について

経緯 平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

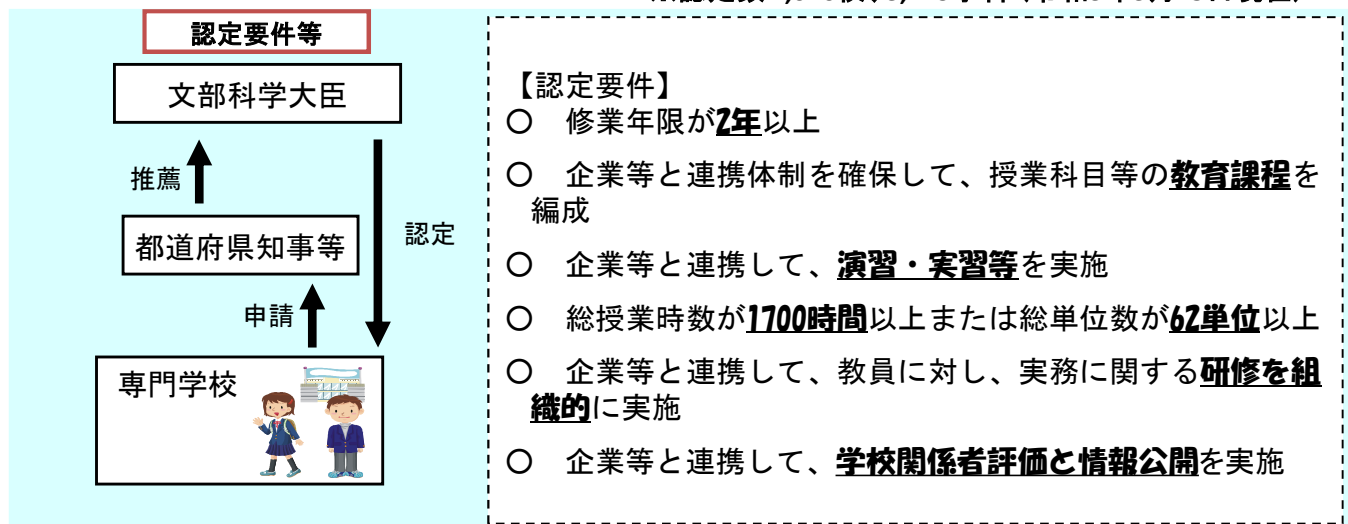
⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

⇒平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。
4月から認定された学科がスタート

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)

職業実践専門課程は、教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組として位置づける。

※認定数 1,070校、3,149学科 (令和3年3月25日現在)



「職業実践専門課程」の認定状況について

「職業実践専門課程」の認定状況

(令和3年3月25日現在)

【学校数及び学科数】

	学校数	学科数
H25 年度	472	1,373
H26 年度	295	677
H27 年度	272	501
H28 年度	150	240
H29 年度	94	152
H30 年度	98	139
R1 年度	104	154
R2 年度	86	131
合計	1,070 (38.5%)	3,149 (42.3%)

※ 合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,779校)、修業年限2年以上の全学科数(7,446学科)に占める割合(修業年限2年未満の学科のみを設置している専門学校数は不明のため全専門学校数に占める認定学科を有する学校数の割合を記載)。また、全学科数(8,883学科)に占める認定学科の割合は35.4%である。(専門学校数、学科数は令和2年度学校基本統計による)

※ 合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

※ 認定学科のうち公立は1校1学科(北海道)であり、他は私立である。

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育 社会福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
合計	678 (54.1%)	14 (9.7%)	599 (37.3%)	321 (35.6%)	280 (46.7%)	540 (41.9%)	115 (24.8%)	602 (30.5%)	3,149 (42.3%)

※ 各分野の()内の数字は当該分野に属する全学科に占める割合。ただし、合計欄の()内の数字は、修業年限2年以上の全学科数(7,446学科)に占める割合。(令和2年度学校基本統計による。)

「職業実践専門課程」の都道府県別認定状況について

職業実践専門課程の都道府県別認定状況について(令和3年3月25日現在)

	位置	認定状況(令和2年度)		合計	
		学校数	学科数	学校数	学科数
1	北海道	4	7	73	185
2	青森県	0	0	5	10
3	岩手県	3	3	16	46
4	宮城県	2	3	29	122
5	秋田県	0	0	2	6
6	山形県	0	0	7	16
7	福島県	2	2	10	52
8	茨城県	2	4	17	40
9	栃木県	0	0	15	36
10	群馬県	5	7	30	59
11	埼玉県	1	1	32	61
12	千葉県	3	3	29	57
13	東京都	21	30	150	540
14	神奈川県	1	1	44	100
15	新潟県	4	4	35	161
16	富山県	1	1	4	7
17	石川県	1	1	14	29
18	福井県	0	0	6	19
19	山梨県	0	0	5	8
20	長野県	0	0	23	49
21	岐阜県	0	0	10	17
22	静岡県	2	2	33	93
23	愛知県	5	11	59	197
24	三重県	1	1	6	12
25	滋賀県	0	0	0	0
26	京都府	2	6	24	65
27	大阪府	5	6	105	358
28	兵庫県	2	2	25	69
29	奈良県	0	0	4	10
30	和歌山県	0	0	4	10
31	鳥取県	0	0	3	7
32	島根県	0	0	8	21
33	岡山県	2	2	14	54
34	広島県	1	2	22	57
35	山口県	0	0	12	30
36	徳島県	1	7	7	23
37	香川県	1	2	11	34
38	愛媛県	0	0	12	43
39	高知県	0	0	8	27
40	福岡県	6	7	70	204
41	佐賀県	0	0	2	3
42	長崎県	0	0	10	22
43	熊本県	1	2	17	48
44	大分県	3	6	16	24
45	宮崎県	0	0	11	26
46	鹿児島県	1	1	7	23
47	沖縄県	3	7	24	69
合計		86	131	1,070 (38.5%)	3,149 (42.3%)

※合計欄の()内の数字は全専門学校数(2,779校)、修業年限2年以上の全学科数(7,446学科)に占める割合。なお、全学科数(8,883学科)に占める認定学科の割合は35.4%である。(専門学校数、学科数は令和2年度学校基本統計による。)

※合計欄の学校数・学科数については、過年度に認定された学科を有する学校が別学科を申請していること、認定取消し等により、単純合計となっていない。

「キャリア形成促進プログラム」の認定状況について

「キャリア形成促進プログラム」の認定状況

(令和3年3月25日現在)

【学校数及び課程数】

	学校数	課程数
H30 年度	10	12
R1 年度	5	7
R2 年度	0	0
合計	14	18

※ 合計欄の学校数・課程数については、過年度に認定された課程を有する学校が別課程を申請していること、認定取消し等により、単純合計とならない場合がある。

※ 認定課程は私立の1年制専門課程のみである。

【分野の別】

分野	工業	農業	医療	衛生	教育 社会福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
合計	-	-	5	5	6	-	1	1	18

新制度の周知にあたっての大学等の皆様方へのお願い

各大学等の皆様方のご理解・ご協力により、新制度については、多くの学生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす学生等が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和3年4月から在学採用の申込みが始まります。

令和2年度に実施した予約採用（進学前）で申し込みなかった方であっても、4月以降の在学採用で申し込むことができます。
(新制度では、どちらで申し込んでも支援内容や基準は変わりません。)

ポイント② 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

無利子貸与奨学金との併給に制限がかかることにより手元に入る現金が減ることを理由に、本制度への申込みを避けるケースもあると伺っています。このような方には、ほとんどの場合、授業料等減免と給付型奨学金との支援を併せて受けることにより、全体としては今までより大きな支援を受けられることを理解いただくことが大切であると考えています。

ポイント③ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧ください。是非ともご覧ください。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

文部科学省 特設ホームページ
「**学びたい気持ちを応援します**」
(制度全体の概要をご案内しています。)



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「**給付奨学金シミュレーション**」
(自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。)



お金の心配なく学び続けたい学生のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

授業料・入学金の
免除/減額 + 給付型奨学金の
支給

申請期間 2021年4月以降(学校ごとに異なります)

○2020年度に申し込めなかった人、または認定を受けられなかった人でも4月以降に申し込めます!

○収入が一定金額以下であれば、住民税非課税世帯でなくても支援の対象となる可能性があります。
(世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決定 ※ 学業成績・学修意欲等に関する要件も満たす必要があります。)

○特に、以下のような人も、支援対象となり得るので、制度について調べてみましょう!

- ・貸与型奨学金(無利子・有利子)を借りている人 ⇒ 新制度なら給付型奨学金を受けられる可能性があります
- ・今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった人 ⇒ 支援の内容が大幅に充実するので確認してみましょう



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねご先生(左)とまなびーニャ(右)】

くわしい情報はこちら

文部科学省 特設HP



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかななどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)
*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
申込手続きのスケジュールや個別の提出書類は,
在学中の学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※）、災害等やむを得ない事由

（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



→ この「やむを得ない事由」の中に、
今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充

原則		家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎 に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

予算

令和3年度予算額

4,804億円

授業料等減免 2,463億円※
給付型奨学金 2,341億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額

5,208億円

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

○ 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		応急採用（有利子）奨学金	
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、 高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒	
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者	
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収(700~1,290万円※)以下 ※子ども1人~3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 (基準) 一定年収(870~1,670万円※)以下 ※子ども1人~3人世帯の場合	
採用時期	随時	随時	
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額	

貸与月額 ※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

第一種奨学金（無利子）

	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私立		国公立		私立	
	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅	自宅外
最高月額	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
その他 の月額				50,000円				50,000円
		40,000円	40,000円	40,000円		40,000円	40,000円	40,000円
	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円

第二種奨学金（有利子）

2万円~12万円（1万円単位）

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和3年3月現在）】

- ・ 利率見直し方式：0.004%
- ・ 利率固定方式：0.268%

※ 家計収入（年額）が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置について

適格認定の学業成績の基準	
廃止	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数(※)の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数(※)の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

ただし

● 2年次以上の在学採用の基準

次の①か②のいずれかに該当すること

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が上位1/2以上であること
- ② 次の（ア）又は（イ）のいずれにも該当すること
ただし、災害、傷病その他のやむを得ない事由により（ア）に該当しない場合には、（イ）に該当することで足りる。【特例①】
 - （ア） 修得単位数が標準単位数(※)以上であること
 - （イ） 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

● 斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置

制度の適正な運営のため、学修成果が明確な場合か、本人の責めに帰さない、やむを得ない事情に限定して特例措置を講じる。

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

※単純に合格者の人数で区切るのではなく、十分に資格取得できる水準であること。

※公的資格や検定の他、それらに準じて同等以上の社会的評価を有する資格や検定とする。

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

※ 特例②又は特例③に該当しても、左表の「警告」区分の1.又は3.に該当していれば、「警告」の対象となる。

(※) 単位制によらない専門学校にあたっては履修科目の単位時間数

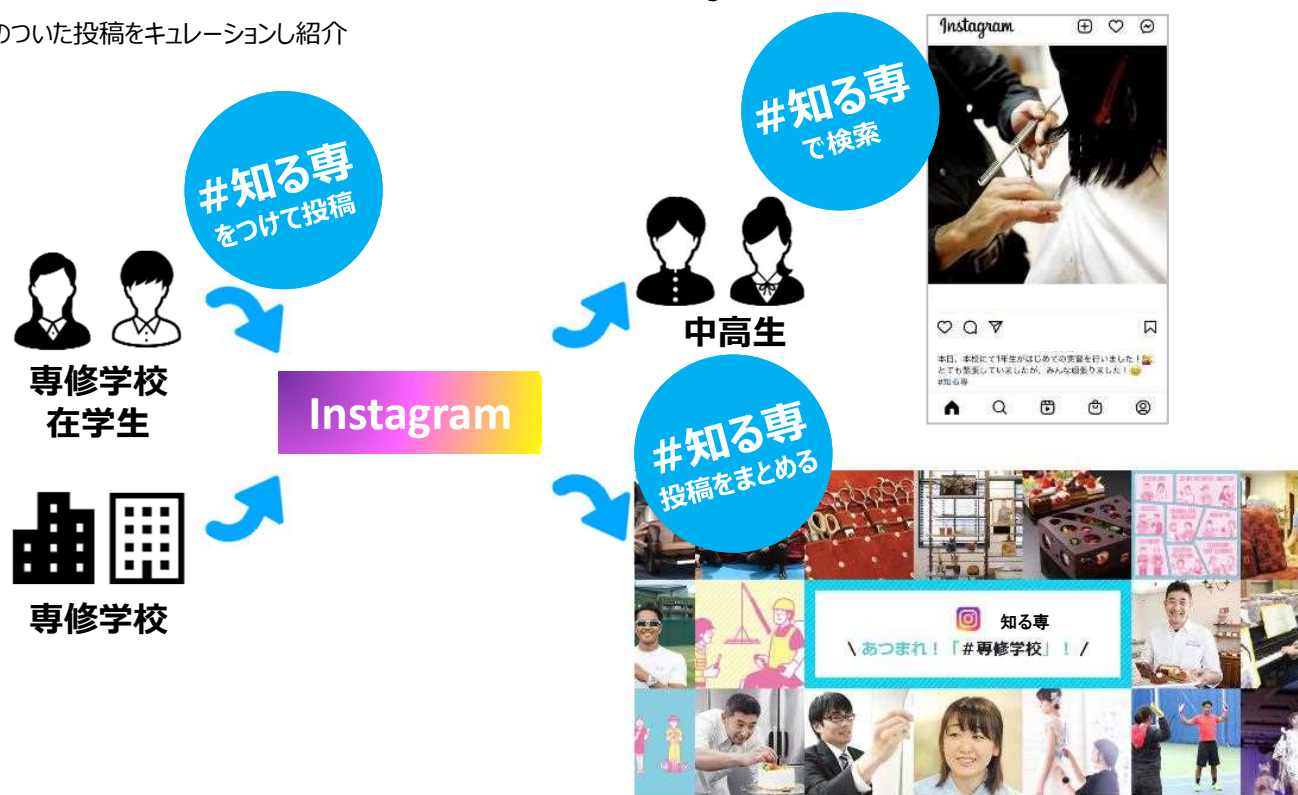
★特例①:「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウイルス感染症による影響によるものを含む

SNSを活用した情報発信のイメージ

- 多くの中高生が利用しているSNS（TwitterやInstagram）を活用して、専修学校に対する認知を促進。
- SNSでの情報により専修学校を認知し、認知から興味につなげるため、ポータルサイトへと誘導。
- 複数の媒体を効果的に結び付けることにより、中高生の認知～興味～検討といった意識変容をワンストップで支援。

Instagramの運用（令和3年度～）

- Instagramのアカウントを持つ専修学校や、専修学校の生徒が、専修学校での学びや学校行事等の投稿にハッシュタグ「#知る専」をつけて投稿
- 中高生はハッシュタグ検索により、様々な専修学校の魅力を知ることが可能
- さらに、特設ポータルサイト「専修学校 #知る専」に、Instagram内で「#知る専」のついた投稿をキュレーションし紹介



Twitterの運用

- 専修学校卒業生の活躍している姿や、特設サイトの更新情報を発信
- 専修学校に進学・卒業することで就くことができる様々な職業を示すことにより専修学校の魅力を発信



知る専応援サポーター

専修学校を卒業し、各分野の第一線で活躍されている方で、本プロジェクトの推進に御理解・御協力いただける方々を「知る専応援サポーター」に御就任いただいています。



井樫 彩 (映画監督)



てい先生 (保育士、顧問保育士、
子育てアドバイザー)



落合宏理 (FACETASMデザイナー)



NATSUMI (美容院ALBUMディレクター)



鈴木聖章 (第62次南極地域観測隊越冬隊)



松村優佑 (いすゞ自動車株式会社)



高山龍浩 (フランス料理店ad hocオーナーシェフ)



宮崎吉朗 (東京リゾート&スポーツ専門学校講師・
元サンウルブズチーフトレーナー)

50音順、敬称略 ※今後随時追加予定

授業目的公衆送信補償金制度の概要

- ICTを活用した教育を推進するため、**著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス**をとった制度。補償金を一括で支払うことにより、著作物を**無許諾利用**できる範囲が拡大。

無許諾・無償

(著作権法第35条第1項)

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布



複製して配布



(著作権法第35条第3項)

遠隔合同授業等のための公衆送信

対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業等(同時中継)で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場

→



要許諾 (権利者毎の使用料)

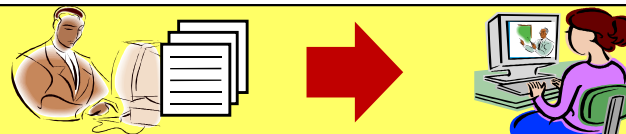
⇒無許諾・有償 (文化庁が認可する補償金)

(著作権法第35条第1項・第2項)

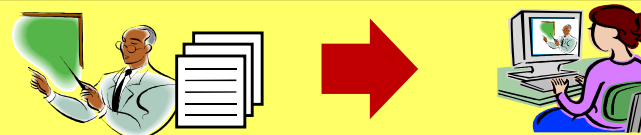
平成30年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業

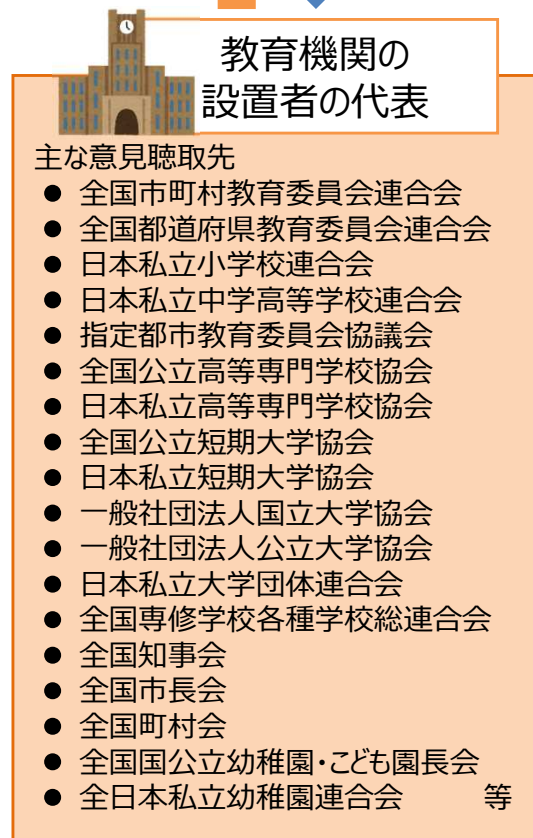


※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合については、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金制度における認可された補償金額の概要



意見聴取



- 意見聴取期間 2020年8月6日～9月23日
- 認可申請 2020年9月30日 ⇒ **12月18日 文化庁長官認可**
- 認可された補償金額

■ 補償金の料金体系と金額

- ① 学校種別の年間包括料金（公衆送信の回数は無制限）
授業目的公衆送信を受ける幼児／児童／生徒／学生1人当たりの額
- 大学 720円（月平均60円）
 - 高校 420円（月平均35円）
 - 中学校 180円（月平均15円）
 - 小学校 120円（月平均10円）
 - 幼稚園 60円（月平均 5円）
 - 社会教育施設、公開講座等
30人を定員とする1講座・講習を1回の授業として、**授業毎に300円**
- ② 公衆送信の都度支払う場合の料金
1回・1人当たり10円
（対象となる著作物、実演、レコード、放送、有線放送毎）
※前期・後期毎に事後届出、補償金の適正な請求・分配に資する情報の提出

■ 補償金額の算出根拠

著作権等管理事業者が、非営利の教育機関に適用している公衆送信に係る使用料等を参考に算出

■ 定期的な見直し

3年経過毎に、検討を加え、必要な措置を講じる